

福岡県リサイクル総合研究事業化センター3Rメンバーズ 展示会等出展支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡県リサイクル総合研究事業化センター3Rメンバーズ（以下「ふくおか3Rメンバーズ」という。）の会員（以下「会員」という。）が開発したりリサイクル製品や技術の新市場又は販路の開拓を目的として、展示会又は見本市（以下「展示会等」という。）に出展する場合に必要な経費の一部を補助することにより、製品等の新市場又は販路の開拓を促進し、もって地域の経済振興及び循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) ふくおか3Rメンバーズの会員で民間企業であること。
- (2) 県内に事業所を有すること。
- (3) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員、又は第3号に規定する暴力団員等のいずれにも該当しないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象とする事業（以下「対象事業」という。）は、会員が開発したりリサイクル製品・技術・システム等を展示会等に出展する事業とし、即売を目的とした展示会等を除く。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象事業に要する経費のうち、当該出展に際して使用する出展経費とする。

(補助金の交付及び額)

第5条 理事長は、第2条各号に掲げる要件に該当する会員が第3条に規定する対象事業を行った場合に、当該会員の申請及び報告に基づき、申請内容が妥当と認められる場合は予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助金の額は、上限を設けるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、会員が対象事業について同種の補助金の交付を受けており、又は受けることが決定している場合には、この要綱に基づく補助の対象としないものとする。

(補助回数等)

第6条 第3条に規定する対象事業に係る同一会員からの交付申請は、一募集期間において1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする会員は、別に定める補助金交付申請書に理事長が

必要と認める書類を添付して理事長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請にかかる補助金の交付の可否について決定し、その旨を当該申請した全員に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者は、対象事業を終了したときはその日から20日以内又は補助金の交付決定通知を受け取った日の翌日から起算して20日以内に別に定める補助事業実施報告書を理事長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 理事長は、前条の補助事業実績報告書の提出があったときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該額を通知するとともに、別に定める方法により速やかに当該額の補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第11条 理事長は、補助事業者が第2条に定める要件を満たさないと認める場合のほか、補助金の交付決定を受けて行った補助対象事業が第3条に定める要件及び別に定める交付要件を満たさないと認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 理事長は、交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 交付決定の取消によって、当該交付決定を取り消された者に損害が生じた場合であっても、福岡県リサイクル総合研究事業化センターは賠償の責めを負わない。

(広報活動への協力)

第12条 展示会等に出展した会員は、ふくおか3Rメンバーズに関する広報活動に協力するものとする。

(委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年1月17日から施行する。